

IT人材育成事業業務委託公募型プロポーザル審査会設置要領

（目的）

第1 この要領は、デジタル化の急速な進行に伴い IT 需要が高まる中において本市における IT 人材は不足していることから、その育成により人材確保を図るとともに、IT スキルを活かした就業による市民所得の向上を目的とした IT 人材育成事業を実施するに当たり、IT 人材育成事業業務委託公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置し、プロポーザル方式により契約候補者を決定するために必要な事項を定めたものである。

（所掌事務）

第2 審査会は、選定対象となる者の企画提案書類を審査し、契約候補者の選定を行う事務を所掌する。

（組織）

第3 委員は委員長を含み5人以上で構成し、委員の男女比はいずれも4割未満とならないものとする。また、若者及び女性を各1人以上含むとともに、若者又は女性委員の合計を委員総数の5割以上とする。

(1) 委員は、産業振興部長及び商工課長、その他職員をもって充てる。

(2) 委員は、所管課職員が構成数の過半数とならないものとする。ただし、所管課が複数の場合は、この限りではない。

(3) 審査会に委員長を置き、委員長は、産業振興部長とする。

2 委員の任期は、契約候補者を選定するまでとする。

（委員長）

第4 委員長は、会務を総轄し、審査会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

3 委員長は、審査のため必要と認めるときは、当該審査に係る事務を所掌する職員に対し、その出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

（会議）

第5 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

（意見の聴取）

第6 審査会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を審査会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

（審査・評価の方法）

第7 プロポーザル企画提案の審査評価の方法については、IT人材育成事業業務委託公募型
プロポーザル審査要領により定める。

（秘密の保持）

第8 委員は、審査を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、
同様とする。

（利害関係に関する申告等）

第9 委員は、本件の審査に関し、提案者と利害関係を有する場合は、その旨を事務局へ申
告しなければならない。

2 委員は、提案者から故意の接触があった場合は、事務局へ通報しなければならない。

（庶務）

第10 審査会の庶務は、産業振興部商工課商工労政班において行う。

（その他）

第11 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度協議の上、
決定する。

附則

この要領は、令和7年4月24日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効
力を失う。

別表

IT 人材育成事業業務委託公募型プロポーザル審査委員名簿

N0.	区分	役職	氏 名	備 考
1	委員長	産業振興部長	高橋 聰	男性
2	委 員	商工課長	菅 勉	男性
3	委 員	教育総務課総務班 班長	千葉 吏子	女性
4	委 員	まちづくり協働課 交流・未来づくり推進班 主査	藤原 裕希子	女性/若者
5	委 員	企画課企画政策班 主任	高橋 友浩	男性/若者

担当課職員比率（5名中2名）	40%
女性比率（5名中2名）	40%
若者・女性比率（5名中3名）	60%

<事務局>

N0.	区分	役職	氏名	備考
1		商工課 商工労政班 班長	佐藤 章子	
2		商工課 商工労政班 主査	山内 明子	